

平成25年度 第3回京都市公共事業評価委員会 議事概要

第3回委員会では平成25年度事後評価対象事業の審議を行った。

1 日 時 平成25年12月10日（火） 午前9時30分～午前11時00分

2 場 所 京都ガーデンパレス「祇園」

3 出席者

(1) 委 員

小林委員長，荒川副委員長，川浦委員，桑原委員，佐伯委員

(2) 市職員

建設局長，建設局防災・減災担当局長，建設局建設企画部長，建設局建設企画部担当部長，建設局水と緑環境部長，建設局都市整備部長，建設局事業推進室長，建設局事業推進室担当部長，環境政策局適正処理施設部担当部長，ほか関係職員

4 内 容

委員会における質疑応答は以下のとおり。

・街路事業「1 I・Ⅲ・18十条通」

委員： 用地買収はどのような事業でも，事業が長引く原因となるが，最終的に土地収用に至った地権者は何名ぐらいいるのか。

京都市： 最終的に土地収用の手続きの中で行政代執行の戒告までは至ったが，期限までに自主的に引渡してもらっており，代執行まで至ったケースは無かった。

委員： 土地収用の手続きを行ったケースはどれぐらいあるのか。

京都市： 1ケースである。

委員： 京都市の対応方針案は妥当であるとする。

・街路事業「2 I・Ⅲ・25鴨川東岸線（第一工区）」

委員： 事業費が減額されている理由はなぜか。

京都市： 当初，事業延長は512mであったが，そのうち200mを第二工区で行うことになったので，その分が減額となった。

委員： インターロッキングとは何か。

京都市： インターロッキングはブロックの名称で歩道に施工する。普通はアスファルト舗装や四角いコンクリートブロックが用いられるが，それよりはもう少し小さい形のブロックである。

委員： 親水性（透水性）があるのか。

京都市： 親水性（透水性）もある。

委員： 京都市の対応方針は妥当であるとする。

・都市公園事業「3 桂川緑地 久我橋東詰公園整備」

川浦委員： 調書の「事業の進捗状況」の欄で，河川敷に運動公園を整備することは問題があると国土交通省から指摘を受け，その後の対応について検討を行ったと書かれているが，元々の計画を縮小して対応したと考えてよいのか。

京都市： 事業期間中，久我橋架替工事の関係で一旦事業を中断し，平成16年度から再開

しようとした時に、国土交通省の淀川河川事務所から、未整備部分であった久我橋付近の工事について許可することができないと言われた。その背景として、淀川水系流域委員会から「河川の中にあるべきもの以外については許可できない」という提言があったことがあげられる。そのような中で、市としては当初計画を最後まで完成させたいということで、国土交通省の淀川河川事務所と協議を行った結果、最終的には時間が掛かったが、平成19年度に園路や転落防止柵の設置等であれば、着工してもよいという許可をもらった。当初の計画と比べると少し縮小している。

委員： 調書の「事業を巡る社会経済情勢等の変化」の「社会経済情勢の変化」に書かれている内容が少し分かりにくい。将来的に運動施設等は河川敷から撤去しなければならないということか。

京都市： 「淀川水系河川整備計画」の策定を進める中で、河川を親水空間として捉える意見と、治水の観点から流水を阻害するようなものを河川区域に設置すべきではないという意見の両方が議論されていて、最終的には親水よりも治水の観点の方に重きが置かれる結果となった。運動施設等の設置は認めないという訳ではないが、河川管理者と具体的に協議をして決めていくことが必要となってきた。

委員： 今は運動施設等の設置を認めているが、何年か後には撤去しなければならないという話がある訳ではないのか。

京都市： 桂川での大規模な水害の発生を受け、河道の掘削や高水敷を狭めて河道を広げるような対策が考えられており、その工事が進むと運動施設等を撤去しなければならないことも考えられる。

委員： 調書の「事業を巡る社会経済情勢等の変化」の「社会経済情勢の変化」に「河川全体の生物多様性、自然環境の保全に配慮するような手法を検討する方針が示された」と書かれているが、この方針を踏まえて本事業ではどのようなことを行ったのか。

京都市： この方針は「淀川水系河川整備計画」全般に述べられていることで、例えば魚が遡上できるような仕組みをつくること等が考えられる。ここでは「社会経済情勢の変化」の一例として、「淀川水系河川整備計画」の方針を紹介しているだけであり、本事業の整備内容では、生物多様性や自然環境の保全に配慮するような手法は該当しないと考えている。

委員： 淀川水系流域委員会の提言は今も効力があるのか。

京都市： 委員会から大きな方針が示されているので、それに従って事業を実施している。

委員： 事業の最後の方は、例えば法面を削る部分を少なくする等、あまり手を加えなかったということか。

京都市： 最終的には園路の整備等に計画を縮小した。

委員： この前の台風18号で桂川が氾濫したとき、この場所はどのような状況であったのか。

京都市： 上流から流されてきたものが柵に引っ掛かったり、土砂の堆積や洗掘等の被害があった。

委員： 復旧はしたのか。

京都市： 9月の市会で補正予算を組んで復旧する予定である。

委員： 今も大半の運動施設は使うことができないのか。

京都市： そうである。

委員： 桂川区間の所管は国土交通省か。

京都市： そうである。

委員： 河川整備計画は策定されているのか。

京都市： 策定されている。

委員： 河川整備計画に位置付けられていれば、今後も撤去する必要はない。それから、自然環境の保全に関する取組は、事業主体である国土交通省で実施している。特に、この付近は下水処理場の水を分流で三川合流付近まで流し、そこから河川に放流することで、桂川の水質浄化を図っているが、この辺りもその対象区間に含まれるのか。

京都市： この辺りは対象区間に含まれている。

委員： 桂川では、自然環境の保全に配慮するような手法として、国土交通省の水質浄化に関する取組が一例としてあげられる。

委員： 京都市の対応方針は妥当であるとする。

・土地区画整理事業「4 二条駅地区」

委員： 調書の「3 対応方針」の欄に見直しの必要性について記載する部分があり、同種事業を行っていく際に注意すべきことが書かれているが、それをどのようにして今後の事業に活かしていくのか。

京都市： 例えば、伏見西部第四地区では、国から紹介されている「柔らかい区画整理」といった柔軟な活用方法を参考にして、地元の方々と一緒に平成22年度に事業計画の見直しを行った。

現在、事業計画の見直し作業中である地区においても、この事例を参考に取り組んでおり、今後もこれらの取組事例を紹介していく予定である。

委員： 調書の「事業実施に伴う各種効果等」の欄を見ると、事業決定時の平成2年に比べて、平成25年は地区内人口が370人から720人に増えているが、これは事業の実施によって、例えばマンションのような集合住宅ができたことによるものと理解してよいのか。

京都市： そうである。具体的には、御池通に面したところにマンションが建設される等、地区内でそのような土地利用が進んだ結果、人口が増えたという状況である。

委員： 京都市の対応方針は妥当であるとする。

・廃棄物処理施設整備事業「5 北部クリーンセンター建替え整備事業」

委員： 調書の「事業実施に伴う各種効果等」に記載されている「温室効果ガス削減の検証」について、平成23年度は前年度に比べて、事業を行った場合でも行わなかった場合でも温室効果ガス削減量が増えているが、原発停止による売電量の増加が原因か。

京都市： 平成19～22年度までは、ごみの減量に伴って温室効果ガスの削減量も減っている。平成23年度は、原発停止によって温室効果ガスの削減量を算出している温暖化係数の値が変わったため、削減量が増加している。

委員： 売却した電力量が増えているという訳ではないのか。

京都市： 4つのクリーンセンターの総売電量は増えているが、それ以上に温暖化係数の影響が大きい。

委員： 北部クリーンセンターの建替え前から、電力を発電して売却していたのか。それとも建替え後に初めて電力の発電が可能となったのか。

京都市： 建替え前の北部クリーンセンターには発電設備が無かった。東部クリーンセンターが建設された昭和55年以降に建設されたクリーンセンターには、発電設備が設置されている。

委員： 北部クリーンセンターだけで、年間どれぐらいの売電収入があるのか。

京都市： 北部クリーンセンターだけの数値は手元に無いが、昨年度は市内4つのクリーンセンターで8億円程度の売電収入があった。現在は、市内3つのクリーンセンターが稼働しているが、現時点で既に昨年に達する程度の売電収入を得ている。

委員： 建替えによって処理能力は変わらないということであったが、施設の面積が2倍以上に増えているのはなぜか。

京都市： 建替え前の北部クリーンセンターは焼却施設400トンのみであったが、建替え後のクリーンセンターには、缶、瓶、ペットボトルの再資源化施設を併設していることに加え、公害防止設備の設置により、施設の面積が増加している。

委員： 京都市の対応方針は妥当であるとする。

